

産 商 商 第 5 号
平成27年5月13日

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 常陰 均 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成26年10月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール京都桂川

京都市南区久世高田町376番地1外1筆，向日市寺戸町九ノ坪50番地1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

車での来店者が増加し、周辺道路の混雑が発生しないよう、今後も必要に応じて、公共交通機関利用者に対する優遇サービスや、パークアンドライドの取組を実施するなど、来店客の公共交通利用促進に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に位置している。また、店舗敷地は、府道中山稲荷線を挟んでB街区（フィットネス棟）、C街区（ショッピングモール棟）に分かれている。

B街区周辺の状況は、北側は自衛隊用地、西側がマンション予定地及び自衛隊用地、南側が府道中山稲荷線を隔ててC街区、東側は住居が立地している。

C街区周辺の状況は、北側が府道中山稲荷線を隔てて住居及びB街区、西側が道路を隔てて住居、店舗等、南側が道路を隔てて小学校、自動車販売店、東側は道路を隔てて事業所、久世高田3号線を隔てて鉄道が立地している。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

（1）法第8条第1項に基づく意見

当該店舗は京都市及び向日市に立地するため、法第8条第1項に基づき向日市から意見を聴取したところ、特に意見を有しないとの回答があった。

（2）法第8条第2項に基づく意見

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、店舗敷地内の道路の一部が京都市道に帰属することにより、駐車場の出入口の位置が変更となるものであるが、実際の駐車場の形状や運営が変わるものではないことから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、当該店舗は、開店時から公共交通利用促進のための取組を実施しているところであるが、車での来店者が増加し、周辺道路の混雑が発生しないよう、今後も必要に応じて、公共交通機関利用者に対する優遇サービスや、パークアンドライドの取組を実施するなど、来店客の公共交通利用促進に努めることが望まれる。